

会議室 (1時間につき)

520

別表第2備考8中「4,830円」を「4,920円」に、「3,600円」を「3,660円」に改め、同備考9中「8,220円」を「8,370円」に、「6,170円」を「6,280円」に改め、同備考10中「1,850円」を「1,880円」に、「1,540円」を「1,560円」に改める。

別表第3備考以外の部分中

12,340	8,330	12,340	8,330
14,400	12,340	14,400	12,340
33,940	25,710	33,940	25,710
44,220	33,940	44,220	33,940
3,600	3,010	6,270	4,750
39,650	29,560	62,260	48,080

を

12,570	8,480	12,570	8,480
14,660	12,570	14,660	12,570
34,570	26,190	34,570	26,190
45,040	34,570	45,040	34,570
3,660	3,060	6,380	4,830
40,380	30,100	63,410	48,970

に改める。

別表第4売店、食堂又はこれらに類する施設を設置して行う営業の項中「1,020」を「1,040」に改め、同表立ち売り又は行商の項中「2,260」を「2,300」に改める。

別表第6日曜日等の項中「1,550」を「1,570」に改め、同表その他の日の

項中「1,240」を「1,260」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例による改正後の京都市宝が池公園運動施設条例（以下「改正後の条例」という。）の規定による京都市宝が池公園運動施設の利用に係る料金の承認の申請その他地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者に当該料金を収受させるために必要な準備行為及び改正後の条例の規定による使用料の徴収その他これを徴収するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(適用区分)

- 3 改正後の条例の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る料金及び使用に係る使用料について適用し、同日前の利用に係る料金及び使用に係る使用料については、なお従前の例による。

提案理由

消費税法及び地方税法の一部改正に伴い、利用料金及び使用料の適正化を図る必要があるので提案する。